令和5年度

一般廃棄物処理計画



与論町

令和 5 年度 一般廃棄物処理計画

1 目 的

本町における廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項により、一般廃棄物処理計画を策定する。

2 計画の期間

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日までの1カ年とする。

3 計画処理区域

与論町全域とする。(R5.3.31現在)

面積	20.49	km²
所帯数	2,612	世帯
人口	5,016	人

4 対象廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に定義する一般廃棄物

5-1 ごみ処理計画

(1) 収集•運搬計画

ア 収集・運搬体制

次の区分により収集運搬を行う。

分	別の区分	種類	収集運搬形態
普通ご	可燃ごみ	紙くず、厨芥、プラスチック等	委託
み	その他	陶磁器、びん以外のガラス類、危険物	11
×	金属容器	スチール、アルミ類	11
資源ごみ	ガラス製容器	無色、茶色、その他	11
	ペットボトル	水,お茶,ジュース,酒,醤油用容器	11
粗	対ごみ	古家具、厨房品、廃家電(家電4品目 及びパソコン以外)	直接持ち込み

イ 収集区域

町全域とする。

(R5. 3. 31現在)

	可燃ごみ	不燃ごみ
計画処理区域内人口	5,016	5,016
計画収集人口	5,016	5,016
自家処理人口	0	0

ウ 収集回数及び収集方法

対象廃棄物を5種類に大別し、分別収集を実施する。

収集回数については、可燃ごみ週2回、缶類週1回、ペットボトル類月2回、その他不燃ごみ月1回とする。ただし、街道(茶花繁華街)については可燃ごみ週3回収集する。

ステーションの設置は、町と各地区の責任者の間で決定されたものとする。

工 計画収集量等

①収集形態別収集量

(t/年)

		普通ご	み(粗ス	大ごみを	:除く)	直接搬	入ごみ	粗	人	Ĩ	み
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	計	普通ごみ	粗大ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	計
収集形態	収集	1055.7	23.7	109.7	1189.1						0.0
別内訳	直接				0.0	687.7	142.0	84.8	20.6	131.4	236.8
		1055.7	23.7	109.7	1189.1	687.7	142.0	84.8	20.6	131.4	236.8
					Α	В	С				
計		クリーン センター	リサイクル センター	リサイクル センター		クリーン センター	リサイクル センター	リサイクル センター	リサイクル センター	リサイクル センター	

()は、搬入先

②自家処理量

普通ごみ		粗大ご	ごみ	(参考)
D	0	Е	0	A+B+C+D+E=ゴミの排出量
				2,018,8 t

(2) 処理処分計画・

ア 処理処分体制

与論クリーンセンター美ら島(ごみ焼却施設)の維持については、直営が同時に 委託についても検討していく。

与論町リサイクルセンターの維持管理については、直営で行う。

イ 処理処分方法

可燃ごみでリサイクル可能なものは、極力資源化(コンポストによる堆肥化など)を行い資源ごみと、焼却ごみに分別し、資源ごみは民間活用、焼却ごみは焼却処理をし、焼却灰については最終処分場で処理する。

リサイクルセンターにおいては、不燃ごみ、粗大ごみを破砕選別しリサイクル対象物を抽出してリサイクル化を行う。ガラス製容器については無色、茶色、その他に分類、ペットボトルは収集しそれぞれリサイクル化する。

また、粗大ごみ中、自ら解体し搬出する、住家1件当たりの家屋廃材にあっては、自ら搬出する一般廃棄物中、木材にあっては、施設の処理能力からして30 Okgまで、トタンにあっては、1 O枚までを受け入れ処理するものとし、それ以上については、民間産廃施設にて処理するものとする。

ウ処理処分計画量

(t/年)

普通ごみ(粗大ごみを除く)						(,			
			普通ご	み(粗ス	大ごみを	除く)	直接	搬入	ごみ
	処理処分種類				資源ごみ	計	可燃普通ごみ	ごみ 資源ごみ	粗大ごみ
		直接、焼却処理	1055.7			1055.7	486.2		
	焼	直接 、 税却处理	(120.1)			(120.1)	(55.3)		
市	却	破砕施設で前処理							84.8
町		後、焼却処理							(9.6)
ر س	埋	直接、埋立処理							
村	立	破砕施設で前処理後、埋立処理		20.6		20.6			
処	そ				131.4	131.4		201.5	21.7
理	の 他	圧縮処理後売却など			131.4	131.4		201.5	21.7
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1055.7	20.6	131.4	1207.7	486.2	201.5	106.5
		ا قال	(120.1)	(O.O)	(O.O)	(120.1)	(55.3)	(O.O)	(9.6)
3	€ 話	処 理		2.4		(2.4)			
	合	· 計		23.0	131.4	1210.1	486.2	201.5	106.5
		01	(120.1)	(O.O)	(O.O)	(120.1)	(55.3)	(O.O)	(9.6)

()は、焼却、破砕等の中間処理により生ずる残渣量

中間処理施設

		搬入量	(t/年)	ho TOUR SECTION TO			公称能力	処理量	残渣量		
種類	直営	直接搬入 (リサイクル搬入含)	計	処理場所	处埋場所 外在地 3		場所 所在地 型		(t/⊟)	(t/年)	(t/年)
焼却	1055.7	571.0	1626.8	与論クリーンセ ンター美ら島	与論町立長678	機械 バッチ	8	1626.8	185.1		
選別破砕	23.7	142.0	165.7	与論町リサイク ルセンター	与論町立長684	スクリ ュー式	2.2	165.7			
選別圧縮	109.7		109.7	11	11	油圧式	2.2	109.7			
圧縮		201.5	201.5	与論クリーンセ ンター美ら島	与論町立長678	油圧式		201.5			
合計	1189.1	914.5	2103.7					2103.7	185.1		

5-2 し尿処理実施計画

(1) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬体制

	収集運搬形	収集量(k ℓ/年)
し尿	許可	451
浄化槽汚泥	11	552
	<u> </u>	1003

イ 収集区域

与論町全域とする。

(人)

			** **
計画	ī 処	理区域内人口	5,016
	非	水 洗 化 人 口	1,546
		計画収集人口	1,546
		自家処理人口	0
	水	洗 化 人 口	3,470
		集落排水人口	818
		合併処理浄化槽人口	2,029
		単独浄化槽	623

ウ 収集回数及び収集方法

し尿について、許可業者により個別収集を実施する。

し尿浄化槽汚泥については、各戸から許可業者へ連絡により許可業者が戸別収集を実施する。

工 収集運搬計画量

① 収集形態別収集量

(Kℓ/年)

		し 尿	し尿浄化槽汚泥		計
収集形態別内訳	許可	451	552		1,003
計		451	552	М	1,003

② 自家処理量

し 尿	し尿浄化槽汚泥	Ē	†	M+N=し尿(の総排出量	
0	0	Ν	Ο	=	1,003	Κl

(2) 処理処分計画

ア処理処分体制

し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥とも与論町衛生処理センターに搬入する。

イ 最終処分方法

与論町衛生処理センターにて助燃剤へ資源化し、与論クリーンセンター美ら島に搬入し、利用する。処理水は、高度処理を行い海域へ放流する。

ウ 処理処分計画量

(Kℓ/年)

処	1理処分計画量	し 尿	し尿処理浄化槽汚泥	計
	し尿処理施設			
市町村	海洋投棄			
処理	その他	(451)	(552)	(1,003)
	小計	(451)	(552)	(1,003)
	組合処理			
	合 計	(451)	(552)	(1,003)

6 その他関連計画

(1) 資源化・減量化計画

ごみについては、分別収集を徹底し、ごみは、分別して出すよう、パンフレットやチラシ、町広報誌等を通じて周知を図っていく。また、粗大ごみについては、リサイクルセンターにて破砕、選別、圧縮を行い、より多くの資源化を図り、ごみの減量化に努めることとする。

ストックヤードでリサイクル可能な資源の一時保留を行い,この施設を通じてごみの資源化や減量化を行って行くものとし,廃棄物循環型社会に向けて積極的に取り組むこととする。

また,これまで埋め立て処分の対象になっていたカレット等の貯留対象物を資源化することにより,埋め立て対象ごみの減量化を図ることができ,最終処分場の延命化に寄与したい。

(2) 下水道、地域し尿処理施設、生活廃水処理施設整備計画

赤佐地区は、集落排水施設整備を行い、平成7年6月から供用開始しているが今後とも施設加入に努めながら事業推進を図る。

その他の地域は、平成8年より浄化槽設置整備事業補助金交付要綱により 国及び県から交付金を受けて実施しているが今後ともこれを推進してい く。

(3) ごみ、し尿処理施設整備計画

ごみ処理施設整備については、平成27年度から平成29年度までの事業とし、周辺の環境保全に留意した施設が完成した。それに合わせて、ゴミの有料化を行い、減量化に努める。

ごみ焼却施設から出る焼却灰等の残渣については、島外に搬出していたが、町内に焼却灰等の処理を目的とした、最終処分場が完成したので、一般家庭から排出されるごみ量の抑制を図りながらリサイクル品目の数や量を多くするように努め、施設の延命化につなげる。

生活排水処理については、赤佐地区集落排水事業と浄化槽整備事業を併用し町一円の生活排水処理の適正化に努める。

し尿処理施設整備については、令和2年度から令和4年度にかけての事業と

し、周辺環境及び地下水への影響、再資源化を考え整備を進め完成した。

ゴミ処理フローシート

